

機能の分配に関し考えられる選択肢の例(注1)

資料4-3

	相談	情報収集・分析・提供 (行政への要望含む)	研修	商品テスト	ADR
A案(内部部局型)	内部部局				審議会等(注2) (事務局:内部部局)
B案(組合せ型)	内部部局	施設等機関 (または特別の機関)			審議会等(注2)(注3) (事務局:内部部局)
C案(施設等機関型)	施設等機関				審議会等(注2)(注3) (事務局:内部部局)
D案(特別の機関型) (注4)	特別の機関				審議会等(注2)(注3) (事務局:内部部局) 特別の機関(注4)

- (注) 1. 機能の分配については、本資料で示したもののほか、内部部局、附属機関（審議会等、施設等機関、特別の機関）といった組織形態を組み合わせることにより、様々な選択肢がありうる。
2. 国への移行後も引き続き現行の独立行政法人センターのADRの仕組（合議制の機関による対応、同機関の職権行使の独立性の担保）を継承するためには、審議会等を新設するか、あるいは既存の審議会等にADR機能を担わせることが考えられる。
3. 国家行政組織法及び内閣府設置法上、内部部局や施設等機関、特別の機関に審議会等を設置することはできない。また、現存する施設等機関のうち、その所掌事務上、当該機関が明示的に審議会等の事務局機能を担っているものはない。
4. 特別の機関に、法律により、審議会等ではない合議制の機関を置いている例がある。ただし、当該機関がADRを担っている例はない。
- 例1:中央鉱山保安協議会(資源エネルギー庁の特別の機関である原子力安全・保安院に設置)
- 例2:政策委員会、地震調査委員会(文部科学省の特別の機関である地震調査研究推進本部に設置)

参照条文

【鉱山保安法】

第三十四条 経済産業大臣は、鉱業の実施により、危害若しくは鉱害を生じ、鉱物資源若しくは施設を損じ、又はそのおそれが多いと認める場合において、保安のため必要があるときは、鉱業権者に対し、その鉱業の停止を命ずることができる。

第五十一条 原子力安全・保安院に中央鉱山保安協議会(以下「中央協議会」という。)を、産業保安監督部に地方鉱山保安協議会(以下「地方協議会」という。)を置く。

第五十二条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、中央協議会の議に付さなければならない。

- 一 第五条から第九条まで、第十二条若しくは第十九条第一項の経済産業省令、第十一条第一項の技術基準を定める経済産業省令又は第十八条第一項若しくは第二項の調査すべき事項を定める経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 二 第三十四条の規定による命令をしようとするとき。

第五十三条 中央協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
 - 二 経済産業大臣の諮問に応じて保安に関する重要事項を調査審議すること。
 - 三 前号に規定する重要事項に関し、経済産業大臣に意見を述べること。
 - 四 労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第百十八号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)及び深海底鉱業暫定措置法(昭和三十七年法律第六十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 地方協議会は、保安に関する重要事項について、産業保安監督部長の諮問に応じ調査審議し、必要があると認めるときは、産業保安監督部長に意見を述べることができる。

第五十四条 中央協議会の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者について、各々同数を、経済産業大臣が任命する。

2 地方協議会の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者のうちから、産業保安監督部長が任命する。

第五十五条 中央協議会及び地方協議会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

第五十六条 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ会長を置き、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

【地震防災対策特別措置法】

第七条 文部科学省に、地震調査研究推進本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること。

二 関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと。

三 地震に関する総合的な調査観測計画を策定すること。

四 地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと。

五 前号の規定による評価に基づき、広報を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

3 本部は、前項第一号に掲げる事務を行うに当たっては、中央防災会議の意見を聴かなければならない。

4 本部の事務を行うに当たっては、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)に基づく業務が円滑に実施されるよう配慮しなければならない。

第八条 本部の長は、地震調査研究推進本部長(以下「本部長」という。)とし、文部科学大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

3 本部に、地震調査研究推進本部員を置き、関係行政機関の職員のうちから文部科学大臣が任命する。

4 本部の庶務は、文部科学省において総括し、及び処理する。ただし、政令で定めるものについては、文部科学省及び政令で定める行政機関において共同して処理する。

5 前各項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条 本部に、第七条第二項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務について調査審議させるため、政策委員会を置く。

2 政策委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、文部科学大臣が任命する。

第十条 本部に、第七条第二項第四号に掲げる事務を行わせるため、地震調査委員会を置く。

2 地震調査委員会は、前項の事務に関し必要があると認めるときは、本部長に報告するものとする。

3 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、文部科学大臣が任命する。